

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による東京都の意見について、同条第6項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

1 店舗名、店舗所在地及び設置者名

- | | | |
|-------|-------|-----------------|
| (1) ア | 店舗名 | （仮称）銀座ビル建替計画 |
| イ | 店舗所在地 | 中央区銀座一丁目7番10 |
| ウ | 設置者名 | ヒューリック株式会社 |
| (2) ア | 店舗名 | （仮称）小平計画 |
| イ | 店舗所在地 | 東久留米市弥生一丁目273番1 |
| ウ | 設置者名 | 株式会社ファーストリテイリング |
| (3) ア | 店舗名 | 三越日本橋本店 本館・新館 |
| イ | 店舗所在地 | 中央区日本橋室町一丁目4番1号 |
| ウ | 設置者名 | 株式会社三越伊勢丹 |
| (4) ア | 店舗名 | 西友調布店 |
| イ | 店舗所在地 | 調布市小島町一丁目10番地1 |
| ウ | 設置者名 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

2 東京都の意見の概要

ア 概要

1(1)から(4)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。

イ 意見の通知日

令和7年3月27日

3 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

4 縦覧期間

令和7年3月31日から令和7年4月30日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

5 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。